

あとがき

編集顧問

糸満盛憲
越智隆弘
小野啓郎
竹光義治
守屋秀繁
富田勝郎
山室隆夫
矢部 裕

編集主幹

菊地 臣一
編集委員
黒坂昌弘
清水克時
高岸 憲二
土屋弘行
戸山芳昭
内藤正俊
吉川 秀樹

編集同人

井形高明 澤村 誠志
生田義和 田辺剛造
井樋栄二 田畑四郎
岩田 久 玉置哲也
岩本幸英 中村耕三
大井利夫 馬場久敏
小野村敏信 浜西千秋
加藤博之 廣谷速人
金田清志 佛淵孝夫
腰野富久 三笠元彦
紺野慎一 三浦隆行
楠田喜三郎 持田讓治
酒 匂 崇 山田治基
桜井 実 吉川靖三

来月には平成24年度診療報酬改定の総額の改定率が決まることになっています。ご承知のように保険診療の対価は診療報酬点数表による“公定価格”であり、その改定率は医療機関に重大な影響を与えます。従来、わが国は低価格にも拘わらず高レベルの医療水準を維持してきました。平成9年(1997年)から平成13年(2001年)までのGDPに対するわが国の医療費の割合は8%で、OECDでは最低レベルでした(米国13.9%)。一方、平均健康寿命や乳幼児死亡率などは世界のトップレベルを維持しています。ところが平成13年から現場を無視した医療費削減政策により、改定率が平成14年度(2002年)から4度も連続して引き下げられました。その結果、パッシングなどで忍耐の限界にあった医療従事者が経済的にも蹂躪され、危機的状況になりました。平成22年度(2010年)の診療報酬改定で漸くマイナス改定から脱しましたが、いまだに青息吐息の状態です。高レベルの医療水準を維持するためには医療機関の健全経営が不可欠です。東日本大震災の復旧・復興が優先課題ですが、改定率が少なくともマイナスに戻らないよう祈っています。

さて、今月号の視座に“しびれ”についての卓見があります。確かに“しびれ”は各人各様であり、病態を正確に把握することが困難なことが少なくありません。牛田先生が指摘しているように、神経メカニズムに基づいた定量的な診断学や治療に向けた新しいアプローチの開発が今後必要でしょう。そのほか、超高齢社会となっているわが国では骨粗鬆症や癌がある患者を治療する機会が増えており、そのために知っておきたい論文も掲載されています。論述には骨粗鬆症性椎体偽関節に対する広範囲後方固定併用手術の成績が纏められています。臨床経験には大腿骨近位部骨折に対する早期手術の有用性について論じられ、最新基礎科学には“癌幹細胞”という画期的な概念についてのわかりやすい概説があります。他に側弯症に関する調査報告、スポーツ医学に関するLECTURE、最近の筋電図についての“知っているつもり”、ポータブル超音波診断装置を用いた青少年期の野球肘検診、興味ある症例報告など豊富な話題で溢れています。

高レベルの医療水準を維持するためには常に知識の革新やup-to-dateな情報に接しておくことも不可欠です。整形外科分野では「臨床整形外科」が打って付けです。今月号もすべての整形外科臨床医の言わば伴侶として引き続きご愛読お願いいたします。

(内藤正俊)

臨床整形外科 (第46巻第11号)

2011年11月25日発行(毎月1回25日発行)

定価2,520円(本体2,400円+税5%)

2011年年間購読料(税込、送料弊社負担)

冊子のみ 29,400円

冊子+電子版 38,300円

電子版/個人 29,400円

電子版/共有 33,810円

E-mail rinseige@igaku-shoin.co.jp

Web <http://www.igaku-shoin.co.jp/mag/rinseige>

発行 株式会社 医学書院

代表者 金原 優

〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23

電話 編集室直通 (03)3817-5702(担当:石井・山崎)

販売部直通 (03)3817-5659・5660

ファクシミリ (03)3815-7802

振替口座 00170-9-96693 番

印刷所 ㈱アイワード 電話 (011)241-9341

広告申込所 ㈱医薬広告社 電話 (03)3814-1971

・Published by IGAKU-SHOIN Ltd. 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku Tokyo © 2011, Printed in Japan.

・本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権(送信可能化権を含む)は㈱医学書院が保有します。

・本誌を無断で複製する行為(複写、スキャン、デジタルデータ化など)は、「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学、病院、診療所、企業などにおいて、業務上使用する目的(診療、研究活動を含む)で上記の行為を行うことは、その使用範囲が内部的であっても、私的使用には該当せず、違法です。また私的使用に該当する場合であっても、代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

・**JCOPY** <㈱出版者著作権管理機構委託出版物>

本誌の無断複写は著作権法上での例外を除き禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に(㈱出版者著作権管理機構(電話 03-3513-6969, FAX 03-3513-6979, info@jcopy.or.jp)の承諾を得てください。